

厚生労働省令第百二十六号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成二十四年法律第五十一号）の施行に伴い、及び児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の四第二項の規定に基づき、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月十三日

厚生労働大臣 小宮山洋子

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令
児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）の一部を次のように改正する。

題名中「事業」の下に「等」を加える。

「第四節 運営に関する基準（第十一

目次中「第四節 運営に関する基準（第十一条 第五十四条）」を

第五節 基準該当通所支援に関する

条 第五十四条)

に、「第四節 運営に関する基準（第六十九条 第七十一条）
基準（第五十四条の二 第五十四条の七）」

「第四節 運営に関する基準（第六十九条 第七十一条）

」を

に改める。

第五節 基準該当通所支援に関する基準（第七十一条の二 第七十一条の四）」

第一条中「法」という。）の下に「第二十一条の五の四第二項及び」を加え、同条第五号中「第二十一条の五の十八第一項」を「第二十一条の五の四第二項各号及び第二十一条の五の十八第三項各号」に改め、同条第三項各号」を「法第二十一条の五の四第二項各号及び第二十一条の五の十八第一項」を「第二十一条の五の十八第二項」に改め、同号を同条第七号とし、同条第三号中「第二十一条の五の十八第一項」を「第二十一条の五の十八第二項」に改め、同号を同条第六号とし、同条第二号中「第二十一条の五の十八第一項」を「第二十一条の五の十八第二項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第一号中「（地方自治法（昭和二十二年

法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(第五十条第三項において「指定都市」という。

)及び法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市(第五十条第三項において「児童相談所設置市」という

)を含む。以下同じ。)を削り、同号を同条第四号とし、同号の前に次の三号を加える。

一 法第二十一条の五の四第一項第二号の規定により、同条第二項第一号に掲げる事項について都道府県

(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(第五十条第三項において「指定都市」という。)及び法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市(第五十条第三項

において「児童相談所設置市」という。)を含む。以下同じ。)が条例を定めるに当たって従うべき基

準 第七条(第五十四条の五及び第七十一条の四において準用する場合に限る。)、第三十条第四項(

第五十四条の五及び第七十一条の四において準用する場合に限る。)、第五十四条の二、第五十四条の

六第一号、第五十四条の七第二号及び第七十一条の二の規定による基準

二 法第二十一条の五の四第一項第二号の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県
が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十二条(第五十四条の五及び第七十一条の四において準用
する場合に限る。)、第十四条(第五十四条の五及び第七十一条の四において準用する場合に限る。)

、第四十四条（第五十四条の五及び第七十一条の四において準用する場合に限る。）、第四十五条（第五十四条の五及び第七十一条の四において準用する場合に限る。）、第四十七条（第五十四条の五及び第七十一条の四において準用する場合に限る。）及び第五十二条（第五十四条の五及び第七十一条の四において準用する場合に限る。）の規定による基準

三 法第二十一条の五の四第一項第二号の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって標準とすべき基準 第五十四条の四及び第六十九条（第七十一条の四において準用する場合に限る。）の規定による基準
第二章に次の一節を加える。

第五節 基準該当通所支援に関する基準

（従業者の員数）

第五十四条の二 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者（以下「基準該当児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 指導員又は保育士 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

イ 障害児の数が十までのもの 二以上

ロ 障害児の数が十を超えるもの 二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

二 児童発達支援管理責任者 一以上

2 前項第一号の基準該当児童発達支援の単位は、基準該当児童発達支援であつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

(設備)

第五十四条の三 基準該当児童発達支援事業所は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第一項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当児童発達支援の事業の用に供するものでなければならぬ。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用定員)

第五十四条の四 基準該当児童発達支援事業所は、その利用定員を十人以上とする。

(準用)

第五十四条の五 第四条、第七条及び前節(第十一条、第二十三条第二項及び第四項、第二十四条、第二十五条第一項、第三十一条、第三十三条、第四十六条並びに第五十一条第二項を除く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。

(指定生活介護事業所に関する特例)

第五十四条の六 次の各号に掲げる要件を満たした指定生活介護事業者(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。))第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。
()が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害

児に対して指定生活介護（指定障害福祉サービス等基準第七十七条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所（指定障害福祉サービス等基準第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（前条（第二十三条第一項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定生活介護事業所については適用しない。

一 当該指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。

二 この条の規定に基づき基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（指定通所介護事業所に関する特例）

第五十四条の七 次の各号に掲げる要件を満たした指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。）が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護（指定居宅サービス等基準第九十二条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）を提供する場合には、当該指定通所介護を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護を行う指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第五十四条の五（第二十三条第一項、第三項、第五項及び第六項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定通所介護事業所については適用しない。

一 当該指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数とこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

二 当該指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用

者の数を指定通所介護の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

三 この条の規定に基づき基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護を受ける障害児に対して適切なサービスを提供するため、障害児入所施設その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第七十一条中「から第四十一条まで、第四十三条」を削る。

第四章に次の一節を加える。

第五節 基準該当通所支援に関する基準

(従業者の員数)

第七十一条の二 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後等デイサービス」という。）の事業を行う者（以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 指導員又は保育士 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、イ又はロに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上

イ 障害児の数が十までのもの 二以上

ロ 障害児の数が十を超えるもの 二に、障害児の数が十を超えて五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

二 児童発達支援管理責任者 一以上

2 前項第一号の基準該当放課後等デイサービスの単位は、基準該当放課後等デイサービスであつて、その提供が同時に一又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

(設備)

第七十一条の三 基準該当放課後等デイサービス事業所には、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する指導訓練を行う場所は、訓練に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第一項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(準用)

第七十一条の四 第七条、第十二条から第二十二條まで、第二十五条第二項、第二十六条から第三十条まで、第三十二条、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条から第四十五条まで、第四十七条から第五十条まで、第五十一条第一項、第五十二条から第五十四条まで、第五十四条の六、第五十四条の七、第六十条、第六十五条、第六十九条及び第七十条(第一項を除く。)の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

(障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正)

第二条 次に掲げる省令の規定中「指定通所支援の事業」の下に「等」を加える。

一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第一百七十一号）第二条第十六号及び第二百十五号第一項

二 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第一百七十四号）第八十九条第一項